

◎新潟県告示第334号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
5月27日（水） 5月28日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	胎内市役所 本庁車庫	胎内市全域
5月29日（金）		胎内市役所 黒川庁舎車庫	
6月1日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12月29日、同月30日、 同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会